

第百二回 参議院地方行政委員会會議録第二十号

昭和六十年六月十三日(木曜日)

午後二時二分開会

委員の異動

六月十二日

野田 哲君

補欠選任 丸谷 金保君

出席者は左のとおり。

委員長 金丸 三郎君

理事 岩上 二郎君

松浦 功君

上野 雄文君

三治 重信君

委員 井上 孝君

上田 稔君

大河原太一郎君

加藤 武徳君

上條 勝久君

古賀雷四郎君

出口 廣光君

吉川 芳男君

佐藤 三吾君

志吉 裕君

丸谷 金保君

中野 明君

神谷信之助君

國務大臣 自治 大臣 古屋 亨君

政府委員 警察庁警備局長 柴田 善憲君

自治大臣官房長 津田 正君

自治省行政局長 大林 勝臣君

事務局側

自治省行政局長 中島 忠能君
自治省財政局長 花岡 圭三君
常任委員会専門員 高池 忠和君

説明員

法務省刑事局公 原田 明夫君
安課長 黒木 忠正君
法務省入国管理局登録課長 小村 武君
大蔵省主計局主計官 津野 修君
大蔵省主税局税制第三課長 松本 英昭君
自治省行政局公務員部福利課長 松本 英昭君

本日の會議に付した案件

○住民基本台帳法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の設定等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(金丸三郎君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。昨十二日、野田哲君が委員を辞任され、その補欠として丸谷金保君が選任されました。

○委員長(金丸三郎君) 住民基本台帳法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案については、前回、質疑を終局しておりますので、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御意見もなければ、討論は終

局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(金丸三郎君) 御異議ないと認めます。それは、これより採決に入ります。

住民基本台帳法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(金丸三郎君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

上野君から発言を求められておりますので、これを許します。上野君。

○上野雄文君 私は、ただいま可決されました法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合の各党派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

住民基本台帳法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の諸点について善処すべきである。一、政令、省令の策定及び法の運用に当たっては、基本的人権の尊重を第一とし、関係団体の意見を十分に尊重するとともに、地方公共団体の窓口業務に混乱と支障を来さぬよう特段の配慮を行なうこと。

二、台帳の閲覧、写しの交付及び戸籍の附票の写しの交付については、正当な目的によるものについて支障が生じないようにするほか、不当な目的による請求のチェック、請求者の本人確認を厳密に行なう等、厳正な運用を図るとともに個人情報保護の在り方についてさらに検討を進めること。

三、住民票の写しの交付については、住民票記載事項証明書の活用に努めるよう地方公共団

体に対し徹底すること。

四、磁気テープ等による事務処理の委託に当たっては、実効ある個人情報保護の確保、磁気テープ等の安全確保等について問題が生ずることがないよう、適正な管理の方法等に関する基準の設定等、国民が信頼するに足りる保護制度の確立を図ること。

五、本法の運用に当たっては、個人情報の保持、提供、使用によって基本的人権を侵すことのないよう行政機関、法人及び個人を問わずその徹底を図ること。

右決議する。

何とぞ御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(金丸三郎君) ただいま上野君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(金丸三郎君) 全会一致と認めます。よって、上野君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、古屋自治大臣から発言を求められておりますので、これを許します。古屋自治大臣。

○國務大臣(古屋亨君) ただいまの附帯決議につきましても、その御趣旨を尊重して善処してまいりたいと存じます。

○委員長(金丸三郎君) なお、審査報告書の作成につきましても、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

察庁が起訴をいたしたわけでございます。このことから報道関係者の方が、川崎の方も起訴になったので大阪でも近く逮捕があるのではなからうかという認識に立たれまして取材活動をされておられたわけですが、その中で、報道側の御判断であらう形の報道が出たものと私どもは理解をいたしておるところでございます。御指摘の、警察があらかじめ発表したとか、あるいは警察が漏らしたとかといったようなことはなかったと信じております。

○丸谷金保君 報道の判断で一斉にあの報道がなされているんです。しかも、朝の六時のニュースから流れているんです。これは全く報道側の独自の判断だとすると、私は問題あると思うんです。というのは、一体警察庁の職員には守秘義務というのではないんですか。

○政府委員(柴田善憲君) 昨日の新聞報道ぶりを見ますと、いろんなニュースが新聞に多少ございませうけれども、新聞によりましては、二人について十二日朝にも出頭を求め、逮捕状を用意して事情聴取をする、あるいはまたある新聞によりまして、外国人登録法違反で逮捕する見込みでありますと、外川川県の起訴が引き金になっておられると、この点につきましては、先ほども申し上げましたけれども、やはり一つのきつかけは六月十日の神奈川県の起訴が引き金になっておられると思っております。神奈川県における事件が起訴になったという事で、大阪でも押捺拒否後相当、三年近い歳月が流れておるものがあるが、これについても近く何か事件の進展があるのではなからうかという事で報道関係の方が一斉に取材活動を展開された、その中でああいふ報道側の判断での報道になったものと私どもは見ておるわけでございます。したがって、発表いたしましたとおるとか漏らしておるとかという事はないものでございませう。

○丸谷金保君 十二日朝にも、年まではつきりして、この二人に限って見込みが立つという事はまた非常に不自然だと思ふんです。拒否している

人たちがたくさんいるんですよ。新聞報道には、名前はまだこれは人権の面から、名前知っていたけれども書かなかつたのだと思ふんですが、名前もわかつていたはずなんです。しかし、明らかにそう特定できる、住所から年齢、性別まで出ています。この二人を逮捕するということ、この二人しかいないのならわかりますよ。たぶんの中からはこの二人だけ逮捕するということは何にも漏れないで想像できるということが私にはちよつと理解できないんです。そういうものでしょうか。

○政府委員(柴田善憲君) 大阪におきまして三年近い歳月が押捺拒否後流れております者はそうたくさんおられるわけではございません。大体数名でございます。その中でこの二人につきましては間もなく三年の歳月が経過するということで、マスの側にございまして六月十日の神奈川の起訴後に取材に出ておりました、中には、私たちが間もなく逮捕されるのじゃないでしょうかという事で取材に応じた方もあるわけでございます。そういう意味におきましては、大阪での事件に進展があると仮定すればまずこのお二人の方であろうという推理はつく形で事件は進行しておつたと、このように見ておられます。

○丸谷金保君 それで、なぜ三年たつたら逮捕されるというふうな理由が思料されるような状態、また事実も確かにもうすぐ三年切れるから逮捕した。三年たつたらどうしてやらなきやならないんです。

○政府委員(柴田善憲君) これは三年という日時に決定的な意味を置いているわけではございません。ただ、この押捺拒否という法律に触れる行為がどういふ形で時効というものを迎えるのかという点につきましては議論があるわけでございます。一つは、押捺拒否した瞬間に時効が進み始めるという考え方でございませう。もう一つは、押捺拒否しておる限りは時効が進行しないという考え方でございまして、この両説がまだ判例その他で確立はいたしておりません。両説それぞれかなりの力を持って主張をされておる状況でございます。

ます。そこで、前説に立ちますと、三年がたちますと一応時効が経過した、こういうことになるわけでございます。私どももどちらの説が本当に裁判所等の御判断を仰ぐ場合に採用されるものかはわかつておらないわけでございますけれども、しかし今申しましたように両説相当な力を持つてあるという事になりますと、三年の時効完成説というものもやはり頭の中にはあるということをおし上げなきやいけません。

いすれにいたしましても、犯罪が発生いたしまして相当の期間がたちつたわけでございます。おるので、やはりここで締めくくるべきときが来ておるのでなからうか。そういう意味で、これまで長い間にわたりました任意の呼び出しを何度も何度もお願いするなどの情理を尽くした捜査をしてきたわけでございますが、やむを得ずこのような事件処置になったもの、このように考えておる次第でございます。

○丸谷金保君 そうしますと、法のもとに平等でなきやならないという、三年たつたらみんな逮捕するんですか。

○政府委員(柴田善憲君) 捜査は御案内のよう一件一件が全く違つて経路、帰結をたどるものでございまして、したがって、三年たつたら逮捕、たまたまたつたらどうもといったような一律にいくものではないだろつと思ひます。ただ、一般的に申し上げれば、犯罪の捜査でございまして、強制捜査による手法というものを最初から排除するといったようなものでもなからう、このように考えておられます。

○丸谷金保君 でも、三年たつたら時効が完成するかもしらぬ、学説も分かれておる、まだ判例は出ていない、そのために逮捕したというのでしよう。もう間近になってしまつたら、あるいは時効が切れるかもしらぬ、そうしたら、ほかの人もそういう状態になつたら逮捕しなきやならないのじゃないですか、どうなんでしょうか。

○政府委員(柴田善憲君) これは事件捜査でございまして、一件一件の様子が、発生の仕方からその後の捜査の進み方から、全く違つたわけでございます。したがって、まさにケース・バイ・ケースで、強制によるものもあり得る。ただ、申し上げますように、強制という手法は最初から排除してかかるべきものではなからう、このように考えておる次第でございます。

○丸谷金保君 ちよつとおかしいのではないですか。ケース・バイ・ケースがどうあると、拒否してから三年たつたら時効が発生するかもしらぬという事をフォローするために逮捕せざるを得ないんでしよう。そうしたら、三年たつたらケース・バイ・ケースがどうあると三年という時間は時間なんです。三年たつたら逮捕しなければ時効完成するのを見逃すんですか。そうしたら、ほかのケース・バイ・ケースによつては……。

○政府委員(柴田善憲君) ケース・バイ・ケースと申し上げましたのは、事件の経過が事件ごとに違つたままな推移をたどるものという意味で申し上げたわけでございます。強制の手法によるかどうかは、これはまた違つた判断があるたろつと思ひます。

例えば今回の場合には果次にわたる出頭をお願いしていただけたらというわけでも、ついに出頭がいただけなかつたというわけでございますが、果次にわたる出頭をお願いしている中で出頭をしていただけたらどうかという事、あるいは強制的な手法による必要はない、そういう意味で、どういふ形になるかは事件ごとにやはり違つてくるであらう、このように思つておるわけでございます。

○丸谷金保君 全然御答弁得ないかたは、ケース・バイ・ケースで数次にわたつて勧告したけれども応じなかつた、そうすると、勧告しなかつたものは三年たつたら時効が完成するようになつても仕方がないというふうにあなたの方は言つておられるわけですね。時効完成をフォローするために、三年で切れるから逮捕していくのだということになれば、全部そういう措置とらなければ、ケース・バイ・ケースがどうあると押捺拒否三年、中のケース・バイ・ケースは時効に關係ないじゃない

ですか。

○政府委員(柴田善憲君) 先ほど申し上げましたように、この時効の問題につきましては、なお議論があるわけでございます。結論が出ていないわけではございません。ただ、私どもはこの時効成立という説をも頭に置いて捜査をせざるを得ない立場にあるということを一併申し上げたわけでございます。

そこで、その三年間にどのような捜査を進めていくかという問題がございますが、これにつきましてはやはり累次任意出頭等を求めながら捜査を積み重ねていく、このようなことで事件ごとにやはり慎重な情理を尽くした捜査を重ねていく必要があるだろう、このように思うわけでございます。

○丸谷金保君 あなたは繰り返しの答弁だけで、全然私の言うことに答弁してないんだ。いいですか。押捺拒否をして、学説が分かれているけれども、時効が完成する可能性もあるからこの両名は逮捕したというんでしょ。そういうことは前からいろいろ問題になっていたから、報道陣もこれは察知できて事前報道した。だから、学説がどうかなって今もう一回言っているけれども、ここで時効が完成するかもしれないし、しないかもしれないという場合に、あなたたちは学説がどうあろうと、学説上は時効が完成したときのことを考えているからやめたのでしょ。そこでまた再び学説が分かれているから、そういう答弁おかしくないですか。学説が分かれているから逮捕しないというならわかりますよ。学説が分かれているから逮捕したとすれば、学説が分かれているから逮捕はこれからもそうでなきゃならないんで、これから後は学説が分かれているから逮捕しないなんという、そんな答弁ありますか。そんなことは答弁になってないじゃないですか。

○政府委員(柴田善憲君) 繰り返しのようになって恐縮でございますが、この三年で時効という説があるというのを申し上げましたのは、これを一つ頭において捜査を進めてきておるといふことを申し上げたわけでございます。

○丸谷金保君 応じない場合を聞いています。○政府委員(柴田善憲君) 任意出頭に応じないというケースにつきましては、したがって強制という手段も最初から配慮してかかるわけにいかないだろう、このように申し上げておるわけでございます。

○丸谷金保君 出頭したら問題ないんですね。拒否してから三年間出頭しないから強制なんです。そうすれば、それは今私もしつこく聞いています。あなたもしつこく同じことを言っていて私の質問に答弁しないが、まさに私が冒頭申し上げました混乱の問題がそこにあるんです。

○丸谷金保君 出頭したら問題ないんですね。拒否してから三年間出頭しないから強制なんです。そうすれば、それは今私もしつこく聞いています。あなたもしつこく同じことを言っていて私の質問に答弁しないが、まさに私が冒頭申し上げました混乱の問題がそこにあるんです。

○丸谷金保君 出頭したら問題ないんですね。拒否してから三年間出頭しないから強制なんです。そうすれば、それは今私もしつこく聞いています。あなたもしつこく同じことを言っていて私の質問に答弁しないが、まさに私が冒頭申し上げました混乱の問題がそこにあるんです。

○丸谷金保君 出頭したら問題ないんですね。拒否してから三年間出頭しないから強制なんです。そうすれば、それは今私もしつこく聞いています。あなたもしつこく同じことを言っていて私の質問に答弁しないが、まさに私が冒頭申し上げました混乱の問題がそこにあるんです。

○丸谷金保君 出頭したら問題ないんですね。拒否してから三年間出頭しないから強制なんです。そうすれば、それは今私もしつこく聞いています。あなたもしつこく同じことを言っていて私の質問に答弁しないが、まさに私が冒頭申し上げました混乱の問題がそこにあるんです。

○丸谷金保君 出頭したら問題ないんですね。拒否してから三年間出頭しないから強制なんです。そうすれば、それは今私もしつこく聞いています。あなたもしつこく同じことを言っていて私の質問に答弁しないが、まさに私が冒頭申し上げました混乱の問題がそこにあるんです。

○丸谷金保君 出頭したら問題ないんですね。拒否してから三年間出頭しないから強制なんです。そうすれば、それは今私もしつこく聞いています。あなたもしつこく同じことを言っていて私の質問に答弁しないが、まさに私が冒頭申し上げました混乱の問題がそこにあるんです。

○丸谷金保君 出頭したら問題ないんですね。拒否してから三年間出頭しないから強制なんです。そうすれば、それは今私もしつこく聞いています。あなたもしつこく同じことを言っていて私の質問に答弁しないが、まさに私が冒頭申し上げました混乱の問題がそこにあるんです。

○丸谷金保君 出頭したら問題ないんですね。拒否してから三年間出頭しないから強制なんです。そうすれば、それは今私もしつこく聞いています。あなたもしつこく同じことを言っていて私の質問に答弁しないが、まさに私が冒頭申し上げました混乱の問題がそこにあるんです。

○丸谷金保君 出頭したら問題ないんですね。拒否してから三年間出頭しないから強制なんです。そうすれば、それは今私もしつこく聞いています。あなたもしつこく同じことを言っていて私の質問に答弁しないが、まさに私が冒頭申し上げました混乱の問題がそこにあるんです。

○丸谷金保君 出頭したら問題ないんですね。拒否してから三年間出頭しないから強制なんです。そうすれば、それは今私もしつこく聞いています。あなたもしつこく同じことを言っていて私の質問に答弁しないが、まさに私が冒頭申し上げました混乱の問題がそこにあるんです。

○丸谷金保君 出頭したら問題ないんですね。拒否してから三年間出頭しないから強制なんです。そうすれば、それは今私もしつこく聞いています。あなたもしつこく同じことを言っていて私の質問に答弁しないが、まさに私が冒頭申し上げました混乱の問題がそこにあるんです。

て自治省に対して見解を照会されてきた場合には、あなたたちは答えなきやならないんですよ。わしは知らぬというわけにはいかぬでしょう。地方自治体に関する問題で、そういうことでもって照会を受けた場合に答弁しなきゃならない立場のあなた方が、この場所では、法文にないから知らぬと、そういうことはないんじゃないですか。

○政府委員(大木勝臣君) 現実にはそういう照会がございまして、通常役所の手続といたしましては、担当の法務省の方に送って、法務省から責任ある回答をもらうのが通例であります。

○丸谷金保君 どうもそれは、法務省の方は担当がないから答弁できないということですが、黒木さんほどのベテランだから、僕はあなた一人来ればもう全部快刀乱麻かと思つて安心していたのだけれども、都合の悪いところはやはりちゃんと所管事項でお逃げになるんですね。

それでは、刑事局長を呼んでください。こんな程度のもを刑事局長が来なければ答弁できないと言ふんだから、進まないでしょう。

○委員(金丸三郎君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員(金丸三郎君) 速記を始めて。
○丸谷金保君 それじゃ、そのところは飛ばさせていただきます。指紋捺捺問題は一応置いておきます。本日は警察庁は、これが早く終わってお帰りたいだと思つたのですが、こういうことなのでもう少しおつき合ってください。

大蔵省、この間の決算委員会で、地方自治との関連で交付税の問題と相続税の問題を申し上げたんです。交付税の問題はまた後ですとして、きょうは相続税の問題を先にやろうと思つて、きょうは前々回の私の質問に対して、前々回はわからぬからそここのところは答弁をひとつつてくれというところだったんです。ところが、その次の委員会で質問したときには、そこまでいいかない前段だけ答弁した。それはよくお調べになつたらわかると思うんですがね。

私が申し上げたのは、三十二年の租税特別措置

法の前に二十二年の特別措置法でもって外国とみなすということになっていて、それが根拠だと言ふから、それじゃおかしいではないか、北方四島は古来の領土だということで、例えば関税法のように特別に規定を設けて、「当分の間、外国とみなす」というような特別な規定が相続税においても必要ではないか。それをなして置いて、二十二年のときの措置法の外国とみなすというのがそのまま生きて三十二年になりましたと言ふから、それはおかしいと言ふことが一点。

その場合にはしるべき立法措置を関税法がやっているようにしなきゃならぬじゃないかということが一つ。

それから、二十年の八月十五日以降もまだ占領されていなかったんです。その間の相続その他の問題についてはどうするのだ。ということは、一昨年北方領土に本籍地を移管してもいいということと二十二年の北方四島に対する本籍地の移管がなされた、調べてみると、みんな元の自分の財産のところに出しているんです。自分たちが所有した所有権のある住所に本籍を移しているんです。北方四島に移した人は、財産権としての継続をやはりその人たちが考えてそういう形をとっているというふうな思料されるわけですね。そうすれば、相続の問題はきちんとしておかないと将来問題が起ころと思つたので御質問申し上げたので、そこら辺が法的に不備だから直すなら直すいいんですよ。ごまかさないうで……。

○説明員(津野修君) お答え申し上げます。
この北方領土の相続税に關しまして、先生の御質問は、先日、内閣委員会それから決算委員会等で御指摘があったものでございますが、その際若干御答弁が不備だったものでございますので、もう一度繰り返していただきますと、原則といたしまして、相続税の施行地に住所がある人、そういう人が、相続により財産を取得した場合には、同法の施行地内にある財産のほか同法の施行地外財産に対しても相続税が課税されるということになっております。しかし、その相続によって取得

した財産の中で、昭和二十年八月十五日において相続税法の施行地外にあった財産等で相続の開始があつた時点では的確な財産の評価をすることが難しいというものがございまして、そういうことから、その時点で相続税を課税することが必ずしも適当でないというふうな考えられるものにつきまして、租税特別措置法の第六十九條、当時で租税特別措置法の七條でございまして、それに置きまして相続税の課税を留保するというようなシステムがとられてきたわけでございます。

このように、この特例の適用対象となる財産につきましては、相続税法の施行地外にある財産等であるということと、「在外財産等」というようなことで今規定しているわけでございますが、これが昭和二十年八月十五日以後どうなっているかと言いますと、当時におきましては、北方領土に係る相続財産につきましては旧相続税法の規定に基づきまして法施行地内の財産として処理されたことと當時は考えられます。しかしながら、これらの事案につきましても当時の租税特別措置法の七條が追加されましたのでこの規定の適用が法文上はあることになっておりまして、この規定に基づいて事後的な処理がなされたものであるというふうな我々考えております。

それからもう一点答弁が漏れましたが、法施行地だという規定がないではないかとおっしゃったところでございますけれども、その規定は、実は昭和二十二年の相続税法の附則の中にございまして、この中で、「この法律は、本州、北海道、四国、九州及びその附属の島(政令で定める地域を除く。)に、施行する。」というふうになっております。そこで、「政令で定める地域」からは、御指摘がありましたような諸島あるいは沖繩とか、当時日本のいわゆる事実上行政権が及んでいなかった部分、そういうところにつきまして施行地域からこれを外しているという法律上の措置がとられております。

○丸谷金保君 沖繩と北方領土の関係での違いは、政府は今言われた本州、北海道、四国、九州

で、北海道に附属する地域というふうな北方四島を規定しているんですよ。だから、おかしいじゃないかと私が言っているんです。大蔵省は附属する島と認めないのかということなんです。返還要求の一番大きな柱はそこなんです。そうしたら、この前それは答えられないと言ふから、よく調べて答えてくれと言つたのにまた同じ答弁でしよう。

○説明員(津野修君) この施行地域に關しまして第二条の規定を讀んでいただきますと、「本州、北海道、四国、九州及びその附属の島(政令で定める地域を除く。)」と書いてあるわけでございます。したがって、この附属の島に入っていることは明らかであるから政令で定める地域を除いたというふうな考える方がいいのではないかと思ひます。

○丸谷金保君 そうすると、そこで政令で除いてあるんですか。北方四島の各村々は行政区域としてちゃんとありますね。政令でどういうふうな書き方していますか。

○説明員(津野修君) 除いている当時の条文を見ますと、昭和二十二年の政令の二十二号でございまして、法附則第二條の規定により、法の施行地域から除かれる地域は、左に掲げる地域とする。ということになっておりまして、一号で北海道根室支庁管内占守郡、これはちよつと読みにくいんですが、国後郡とか色丹郡とか択捉郡とかいろいろ書いてございまして、択捉郡、色丹郡及び花咲郡歯舞村水晶島、それから多摩島、秋勇留島というふうなのが一号に書いてございまして。

○丸谷金保君 質問にちゃんとそれを言つてくれればいいのです。それを今まで言わないで、しかも調査をしてきてくださいといつて質問留保して、それなのに二回目のときにもそういう話言わないでしよう。二回目のときも時間がないうからやめましたけれども、それが明らかになつていけば、まだもう少し調べる必要あるかもしれせんよ。それでいいかどうか、後でゆっくり見せてもらいます。というのは、今度本籍地、おとしに法律

も、自分たちで、しかもこれは地方の自治団体とそれから職員が積み立ててやっているとある年金です。国と一緒に、あるいは今の年金の制度の改正の中で、あるいは何ぼか三階分にするのだというふうな、そんなことになっていかなくてもいい仕組みにちゃんと私はなっていると思わなくていい。それをなぜ自治省は地方公務員のために声を大にして言えないのかということが不思議なんです。国に右へ倣えしてこの年金に移行しちゃうんでしょ。そうすると、こんな今のようなスライドだって、今言ったようなことにならないんですよ。ならなくばらうんと余っちゃうんですよ、どうなんですか。

○政府委員(中島忠能君) いろいろな御指摘がございました。年金の専門家である丸谷先生の御意見ですから私どもも拝聴させていただいたわけでございますけれども、例えて言いますと、今の運用利回りの話でも、長期の積立金のうちの三〇%はいわゆる貸付経理に回す、そして貸付経理から職員に安く貸し付けると、そういう仕組みになっております。そして、これは使途によつて違いますが、利率をできるだけ低くしなさい、そしてその額を多くしなさいという話になりますと、どうして運用利回り全体としては抑えられてくる、こういうような結果になるわけでございますけれども、そういうことを踏まえながらも私たちがいたしましたは、共済組合に対して、先生の御指摘をまづまでもなく、できるだけ有利に運用するようにといいことはかねがね申し上げております。

今、六・五%という話を申し上げましたけれども、実際の運用利回りというものは、それはもう少し上げようございます。ようございませうけれども、経済変動というものをずっと見ますと、大体六・五%ぐらいというのがあるところだろうということ、そういう計算をさせていただいたわけでございますけれども、私たちがいたしましたは、制度を所管している責任者として、やはりどうかというところも見て、そして、

制度の改革というものを考えていかなければならぬということでございます。何も国家公務員共済に盲従するということもありません。けれども、やはり共済年金として将来の姿を考えますと、国家公務員共済も地方公務員共済も、その間に大きな差はない、見通しが将来において大きな差はない。したがって、やはりこの際年金制度を改革して、給付の適正化と負担の適正化というものを図っていかねばならぬだろうというものが私たちの考え方でございますけれども、こういう議論につきましては、恐らくまた落ちついたときにいろいろ先生からも御議論がございまして、私たちの御説明もさせていただきたいというふうに思います。

○丸谷金保君 年金の問題は、また後に大きなのが来るでしょうが、今私は、せつかくこういうスライド制でこれやっていけるんだ。実際の運用利回りももうちょっと高いんです。資金運用部に持っていくか、あるいは組合員にも低利で貸すとか、あるいは四分の一ですか、四分の一は低利で福祉の方へ回すというふうなことをやりながら、もうまだ高いんですから、もう少しあるんですよ。それをもう少しかたかく見ると、前提に立ちますと、現行で三十年もつんです。少なくとも二十五年、三十年先までつてば、そんなに心配しなくてもいいんじゃないですか。だから、今こうしなさいやなぬと、いうようなことにはならない。私は国家公務員の方も同じだと思っております。大臣、これはお願いいたします。今の国家公務員、地方公務員は、守秘義務初め職務専念義務、いろいろたくさんあります。一般の会社勤めの人と違うんですよ。ところが、今何か官民格差で国家公務員や地方公務員の年金がえらい高いようなことを悪いように言われているんです。私はどこへ行ってもそんなでもないということを言っているんですが、それは高くて当然なんだ、職務が違わじやないか。例えばこれはしっかり僕は閣議でも地方公務員や国家公務員について言ってもらいたい

と思うのは、会社勤めの人ほうともうかつたら自分たちも重役にもなつて、えらい給料ももらつたり、財産も残せる期待可能性のある職場で働いているんです。たまたまそうならない人もいるけれども、なる人もいるんですが、公務員の場合そうじゃありません。それを同じ土俵で高いのけしからぬとか、細川隆元さんというのにはあれこそ私はけしからぬと思つていられるんです。何にもわかつていない。ああいうことを言うのうと言わして一言も反撃をしない今の自治省に対して僕は腹が立つんです。みんな一生懸命やっているんですから当然だということでは自治大臣頑張つていただきたいと思つてます。どうですか。

○國務大臣(古屋亨君) 今先生から専門的見地からお話になりましたが、私もやはり地方公務員の現在の制度、これは頑張つていかなきゃならぬというところは私もそういうふうに考えております。率直に言ひまして、国家公務員の方、人の方のことを言つてあれでございますが、国鉄を合わして実際のいろいろな批判が出ております。幸い地方公務員にはそういう批判は出ておりませんが、また先生のおっしゃつたような意見もありますので、今後地方公務員制度を維持するあるいは地方共済を維持する点につきましては、私も今の御意見どおり進んでまいるように努力をいたします。

○丸谷金保君 これはいいんですが、今国鉄言われたのでちょっと言つておかなきゃならないんですが、世界じゅうで一本のレールの上に乗るだけ汽車を走らせて、時間どおり走つているところないんです。だから、国鉄の職員だつて非常に優秀なんです。経営者が悪いだけなんです。経営者を任命しているのは政府なんです。国鉄が悪いというところは政府が悪いということで、職員が悪いのじゃないんで、そういうすりかえはひとつやらないようにお願いしたい。国家公務員の方だつて頑張つていられるんです。

○國務大臣(古屋亨君) 私は昔から国鉄マニアでございますので、どうもそういうことを余計心配するのかもしれないけれども、御意見の点はよくわかりました。

○丸谷金保君 法務省おいでになつておりますので、元へ戻してお聞きしますが、刑法の二百三十九条の二項の告発義務の問題ですが、ここに言う公務員、これは自治法の全体の流れと精神から言いますと、長の承認なくして業務上のそういうことはできないことになつていられるんです。そうすると、ここで言う公務員というのはいわゆる長を指すというふうな理解していいかどうか、こういうことなんです。

○説明員(原田明夫君) お答え申し上げます。先生ただいま御指摘のとおり、この公務員がだれを指すのかという点については解釈上若干難しい面があるかと思つてます。ただ、一般的に地方公共団体の場合、その首長だけが義務があるのだというふうには必ずしも言えないのではないだろうかと思つてます。

しかしながら、あくまで刑法が言つておりますのは、おおよそ犯罪があるということがわかつた場合には告発して欲しいということではございませんで、職務を遂行するに当たつて犯罪があるということがわかつたときというふうな解釈でございまして、そういういたしますと、地方公共団体の窓口で行われている事務にいたしましても個人的に行つていられるという事務ではないだろうと思つて、それは一定の組織の中で、それぞれの組織における組織運営と申しますか、事務の分掌のやり方にとつた形で行われているのだからと思つてございませう。

そしてまた、例えばある一定の事態、本件の場合は指紋捺捺を拒否するといふ事態が生じた場合に果たしてそれをどう取り扱うかといふ事態になりますと、まさに窓口で直接対応している職員が直ちに、はい、わかりました、そうですかといふことではなくて、その事態をしかるべき上司に御報告があるのだからと思つておられます。そして、最終的に本人の意思も十分確認した上で、法律に違反する事態が生じたのかどうかということが確定

きておりますので、年金の受給期間というのがそれにつれて長くなっているということで、年金費用の増加というものがやはりございました。

〔理事若上二郎君退席、委員長着席〕

それとも一つは、積立金の不足というのがございまして、なぜ積立金が不足するかということなんです。給与改定が行われずと現職の公務員の給与が上がる、現職の公務員の給与が上がるというところは、将来おやめになったときの年金額がそれだけ高くなるということですから、それに見合う積立金が当然必要になります。積立金と見比べると、積立金の再計算の前には、積立金の不足がある。また、給与の改定がございまして、今回お願いしておりますように、年金額も改定されずから、やはり積立金に響いてくるということとでございます。

それから、積立金が不足するもう一つの理由は、これはちょっと専門的な話になりますけれども、財源率を計算するときに、平準保険料方式というものを採用しております。それで出てきた数字というものを対しまして修正率の八〇%というのを掛けております。そうしますと、それだけ積立金が不足するというところに相なるわけでございます。先生がお話になりましたように相なる引き上げになったということと、そういうような御説明がございまして、整理して申し上げます。

○中野明君 そうしますと、私ども、丸谷先生もおっしゃっておりますことを含めまして、次回の再計算のときには、今の御説明でございます。とても三〇%などでは済まないような大幅な引き上げになるという心配を私なりにするのですが、その点はどうかでしよう。

○政府委員(中島忠能君) 次回といいますが、五十九年から教えて五年後というのが通常でございますけれども、仮にその財源率の再計算が現

行制度のままで行われるという前提に立ちますと、先ほど御説明させていただきましたが、平準保険料方式で算出した数字に八〇%の修正率を昨年の十二月に掛けておりますので、その分の積立金の不足というのが現在も既にございまして、それが一つ、五十九年の財源率の再計算を行いました場合には五十八年度末の計算を基準時点にして計算したわけでございますけれども、その後給与の改定が行われずと、やはり積立金の不足というのがその面からも生じてきております。また、年金の成熟化というのが毎年毎年進んできておりますし、そういうことを考えますと、相当な財源率の引き上げというのが現行制度のままでやはり議論されなければならないだろうと思っております。

ただ、余分な話かも知れませんが、今回別途法案を提出いたしました。これは丸谷先生にしかられるかも知れませんが、給付水準の適正化というものを図りながら現役の負担というものを考えておきますので、そういう面を勘案いたしますと、現行制度の財源率というものを対しまして若干上げ幅が少なくなるように別途法案が用意されておるといふふうに御理解いただきたいと思っております。

○中野明君 そうしますと、今のお話にもありますが、現在のままですと、いままでもこのやり方での程度までいけるものか、丸谷先生のお話ではかなり見通しのあるような御意見でございます。私どもも一応考えてみれば、非常に厳しく前提条件があるから、将来積立金もだめになつて賦課方式にいかなきやならぬというように、全面的に表に出して引き上げを納得させようとなさっているのじゃないかというふうな勘ぐりまでするわけですが、このままの制度でいつまでどの程度やれるというふうにごらんになっておられるか、その辺はどうでしよう。

○政府委員(中島忠能君) 先ほど少し御説明さ

せていただきましたが、現行制度のままで先ほどの申し上げました前提で計算させていただきますと、昭和七十年半ばに収支が赤字に転落する、八十年半ばに積立金がなくなるといふことで、積立金がなくなるといふ話になります。昭和八十五年ごろに現役の公務員というものが大変な負担をしなきゃならなくなる、それでないといふところ、それが維持できなくなるというところに問題があるわけでございます。一気にかつての引き上げというものは恐らく非常に無理があるから、今から徐々に制度を改正して、大きな船を若干の時間をかけながら方向を転換していくというのが年金制度の改革じゃないかというふうに私たちは認識しております。

○中野明君 結局問題は、今お答えになっていられるように、現行制度の公的負担というものをそのままでおられるから、厚生年金よりもまだ公的負担が少ないという、こういう実情から考えましたら、やはりそういう面も考慮に入れて、今は国の財政がこんなときですから、なかなか今すぐい出すのは大変なことなんでしょうけれども、国家財政が好転した時点ではそういうことも含めて、ぜひこの是正をすることをやはり要素に入れておかないとならぬのじゃないか。これはプラス要素になってきますけれども、その辺はどうお考えになっておられますか。

○政府委員(中島忠能君) 先生のお話になつておられますのは、厚生年金の場合には公的負担が二〇%じゃないか、公務員の場合には一五・八五%じゃないか、その差があるのじゃないかというお話を恐らくしておられるのだと思っております。そういう御指摘というのは、当委員会においても昨年一昨年もいただいた御説明を私はずいぶん摘まいたたき、御説明させていただいておるわけですが、そういうサイドからの議論というものは、よく考えなきゃならない議論だと思いま

す。ただ、公務員の共済年金と厚生年金というものの現実の受給額というのを比べてみますと、公務員の共済年金の方が若干多うございまして、したがって、一人一人の受給者の受給する公務員の年金額の中に、あるいは民間のサラリーマンの厚生年金の中に公的負担分が幾ら入っているのだからかというサイドからもよくながめてみる必要がある。そうしますと、公務員の共済年金の方が若干高いことも影響いたしまして、それぞれの受給者一人当たりのサイドから見ますと、公的負担というものは公務員の共済年金を受けている人一人当たりの方が若干高うございまして、したがって、そういうサイドからは新たな官民格差論というものが出てくるわけでございますけれども、やはりいろいろな立場からの議論というものを踏まえながら、この際積極的に改正しなければならぬというところまで我々は踏み切り得ないわけでございます。やはりいろいろな方の御意見を踏まえながら今後とも考えていかなければならない問題提起だと思っております。我々現在のところそういう考え方を持っております。

○中野明君 先ほど丸谷委員もお話がありましたように、公務員は公務員としてのそれだけのいろいろな制約の中で一生懸命に仕事をしていくわけですから、私どものこういう意見というものは一応考慮の中に入れておいてもらって、ただ、ほかの人が言うのなら我々も幾らかは理解できるのですけれども、自治省の方としてそういう面に消極的におなりになっているということは、何かしら寂しいなという感じがするものですから、今おっしゃっている意味は全然わからぬことはありませぬけれども、それは第三者の発言ならばごもっともだといふふうにも聞きませぬけれども、やはり地方公務員の仕事の状況なりあるいは責任のあり方といふこと、そういうことについて一番よく御承知ですから、なるだけそういう人の立場に立つて物事を考えていただいて、主張すべきときが

来たらず主張していただきたいな、こういう願望も込めて申し上げているわけです。

それから、先ほど少し答弁が出ておりましたが、この年金財政の将来についてこの際もう一度お尋ねをしておきたいんですが、連合会とそれから公立学校共済と警察共済の三者について当該年度の収支がマイナスになったりあるいは年度末積立金がなくなるといふようなことを試算されているということが伝えられておりますが、改めてもう一度この三者について御説明をいただきたいと思っております。

○政府委員(中島忠能君) そういう見通しを申し上げるときにまた重複することになりますが、正確を期するために前提を置かしていただきたいと思っております。

一つは、五十七年度末の組合員数で一定にさせていただきます。二番目は、給与改定率と年金改定率を毎年五%というふうにしたい。三つ目は、運用利回りというものを六・五%にしたい。そして四番目は財源率の話ですが、現行財源率で据え置きまして、積立金がなくなった後は賦課保険料率でいきたい。そして最後でございますけれども、五十九年十二月の財源率再計算に用いた基礎率というものをいさしていただきたいということ。計算いたしますと、連合会の場合でございますけれども、単年度収支がマイナスになるのは七十五年度でございます。そして、積立金がゼロになるのは八十四年度でございます。積立金がゼロになった後の賦課保険料でピークとなる年度は昭和九十三年度の五六四・一パーミルということでございます。

公立学校共済でございますが、同じように単年度収支がマイナスになるのは七十二年度、積立金がゼロとなるのは八十三年度、そして賦課保険料率でピークとなるのは昭和百年度の五三三・五パーミルでございます。

警察共済でございますが、単年度収支がマイナスになるのは七十八年度、積立金がゼロになるのは八十六年度、そして賦課保険料率でピークにな

るのは昭和九十五年の六七〇・七パーミルということ。今計算しております。

○中野明君 前提があるからこれは一概に言えないと思っておりますが、わかりました。

それで、昨年もお尋ねをしたんですが、この公立学校共済と警察共済の連合会への加入の問題ですが、これは前向きに話し合うということにお答えが出たように私思っておりますが、その後の状態、どういふ見通しを持っておられるのか、どういふお話し合いになっているのか、その辺を。

○政府委員(中島忠能君) 昨午当委員会御指摘いただきました、それぞれ共済組合を所管しております警察庁、文部省の方に話しました。警察庁の方からは現在前向きな回答が返ってきております。したがって、連合会の加入というのは基本的に問題がないというふうな心得でございます。ただ、学校共済の方を所管しております文部省の方の御返事では、なお関係者との間の調整に時間を要しておるといふこと、でございますので、精力的にやっております。両共済組合におきましてそれぞれこの一年間努力していただいたというふうには我々認識しておりますけれども、なお文部省の方には重ねて努力方をこれからも要請していかなきやならないなというふうに思っています。

○中野明君 非常に高年齢、いわゆる高齢化時代というものが御案内のように大変な課題になってまいっております。いわゆる政府の方でもこれについて法案を提出して、将来的な計画を段階的にとうとしておるやさきでございますし、せつかくそういう状況の中で公立学校と警察共済が連合会から今独立しているということ、一遍に一緒にいけば一番よかったです。それはそれなりの理由があったこと、それはそれなりの理由があると思っております。ここまですりますと、なるだけ早い機会にやはり地方公務員共済は全部一本になっておいた方が将来のためにいいんじゃないかというふうな私どもは考えております。

そういうことで、この問題につきましては早い機会にまず連合会に一本になれるように格段の努力をお願いしたいと思っておりますが、これは大臣からこの問題についてお答えを聞いて次に移りたいと思っております。

○国務大臣(古屋亨君) 今のお話の問題につきましては、公務員部長が申しましたように、警察につきましてはは大体私も近く一緒になれるという感じを持っております。ただ、文部省関係におきまして、これはいろいろ中の関係もありません。もうしばらく待ってほしいというところで、今度の改正案におきましてもちよつと保留的な文句を入れておるのでございますが、とにかく一本にすればいいから、なるべく早くこれ一本になるように今後努力してまいりたいと思っております。

○中野明君 次は、行革特例法の関連でお尋ねをしたいと思います。行革特例法関連で国の負担分の四分の一がカットされた。この措置は三年で終わる予定だったのですが、本年の補助金特別委員会でも議論しましたが、さらに一年延ばされてしまいました。それで、そういたしますと六十年年度、本年度までのこの四年間でどれだけのカットになるのか。まずその辺からお答えいただきたい。

○説明員(小村武君) 先生御指摘のように、行革関連特例法は五十七年から五十九年までの措置でございます。これは、五十九年度において赤字公債脱却という一つの目安がございまして、そういう方針で臨んだわけでございますが、残念ながら財政状況というのはその後、厳しいというところで、さらに一年延長させていただいたわけでございます。

六十年年度までの金額でございますが、国が公経済の主体として直接負担している部分として四年間で一兆二百八十八億円ということになっております。

○中野明君 その中で、いわゆる地方公務員の共済、ここからは金額どれくらいになっておりますか。

○説明員(小村武君) ただいま御説明いたしました数字の中には地方公務員共済の金額が入っております。国庫負担ベースで地方公務員共済についての削減額は二百七十二億円でございます。

○中野明君 そうしますと、年金財政安定のためにも我々も非常に心配をしております。国の財政再建というものが立ちおくれなかなかな大変な状況になっていくんですが、行革特例法のときに、将来これは返していく、元利ともに返還をするというふうな返還の方法を考へておられるのか、その辺はどうなんでしょうか。

○説明員(小村武君) 行革特例法のときも再三お約束をいたしましたのですが、将来の年金財政の安定を損なわないよう、国の財政状況を勘案してできるだけ速やかに返済に着手するというところを申し上げておりました。今回の延長に際してもその方針は何ら変更はないということでございます。ただ、残念ながら具体的ないつ、どういふ方法でそれを返済するかということにつきましては、今後の財政状況等も勘案しながらいかぬというところで、具体的に現段階で申し上げる状況に至っていないということでございます。

○中野明君 そうしますと、これは今後を見てもなきやわからないということ、絶えずあいまいな状態なんです。どうなんでしょう。一定のやり目標を決めて、そしてそれに向かって最大限の努力をなさっていくというのが、まあカットといえども一時貸してくれというふうなことで、借りた側としては、様子を見てみなきや今のところわかりませんが、そしてもうこれでやりませんとおっしゃる。そしてまた一年延ばすと、そういうふうなことで、今この法案の関係を議論になっておられますように、将来のことを考えますと年金の財政というものが非常に逼迫してくるという見通しもある程度出ているわけですから、それをいつまでもいつまでも、国がもしそれじゃ財政再建ができなかつたらもういつまでもたつてもこれは返さないということになってしまふわけなんです。

で、大体的見通しというのはどうなんでしょうか。国の財政再建といいますが、赤字国債を脱却するとかいうような見通しを持っておられるが、それに合わせてお考えになっておられるんですか。

○説明員(小村武君) たいし申し上げましたように、大変残念なことではございますが、具体的にその返済の期日、方法等について現在お約束ができませんというところでございます。

将来に向かつては私も今一生懸命財政改革に取り組んでおりますが、具体的に責任あるお答えを申し上げるには、やはり現在でもなお六兆円近い赤字公債を発行しているという状況のもとでその返済財源を明確な形で、これは新たな収入の増加を図るかあるいは歳出をカットして財源を調達するか、こういったものしかほかに財源は出てまいらないわけでございまして、そういった点につきまして具体的に今まだお約束できるような状況にはないということは大変残念に思っております。

○中野明君 そうしますと、一番わかりやすく言えどもどういふ状況になった時点ということが言えるんですか。赤字公債が発行しなくていいという時点なのか、その辺はどういふふうにお考えになっておられますか。

○説明員(小村武君) 年々財政状況というのは変化してまいります。私どもとしては、財政改革を遂行して一日も早く赤字公債からの脱却をいたしたい、さらにこれからの高齢化社会におきまして年金を初めとして多額な財政需要がある、こういった財政状況を勘案し、国の財政状況とともにさらに年金の財政状況も考えなきゃいかぬ。両方相まってこれから検討していく課題であるということをお十分認識しております。

具体的にどういふ目安がつけられたらどういふふうな措置を講ずるかということについては、もうしばらく時間をいただかなきゃならないというふうにお考えしております。

○中野明君 それでは本当は困るんでして、何か一つの具体的な、今私が申し上げたように、赤字

国債をもう発行せぬでもいいようになった時点とか、何か一つのものにならなければならぬ、このままですら大蔵省が、もう何もかも済んでしまつて、これなら大丈夫ですということだつたら、これはいつになるやらわからぬ。そんなつもりで行軍特例法をつつたのじゃないかと、私もは審議を通してそう理解をしております。

要するに、わかりやすく言えば、国が苦しいから元金も一時貸しておいてください、立てかえておいてください、必ず元利を含めてお払いして年金の会計に御迷惑をかけないようにいたしますということなんです、それが歯どめがなくなつて、いつかということがわからぬということになる、これはしまいにしても取られたらなりで終わりになるのじゃないかという不安も出てきますし、その辺を大蔵省としてもかちり何か一つの目安をつつて、これができたときには返しますと、それぐらいのことは詰めてもらわぬといかぬし、自治省の方としてもそういう点をただ大蔵の言いなりで、大蔵省がまだだめです、自分だめですというふうなことでずるずる一寸延ばしにいかれたのでは、それこそ年金を預かつている者としてもこれは大変なことで、その辺はぜひ両省の話合いで、何か一つの目安といえますか、めどをつけないと、今の御答弁では大臣とか局長と違つて、すから答えていくのかもしれないけれども、何かめどをつつてもらわぬと取られつ放しで、それこそもうこれはいよいよ国がだめですからこらえてくださいというふうなことになるからえらいことになります。その辺をぜひこの話し合ひの中で目安をつくらせるように努力をしてみたいと、こう思つておられますが、大臣いかがですか。

○国務大臣(古屋亨君) 公的負担の削減分の取り扱ひでございますが、今大蔵省の方から非常に財政の苦しい状況の説明がありました。貸しておるといふか、融通している私の方の立場といたしましては、これは無期限にいつまでもというわけにもいきませんし、将来における地方公務員共済組合の長期給付に支障が生じては大変でございます。

長期給付に関する事業の財政の安定が損なわれないように、そこを一つのめどといたしまして、国家公務員共済とも連携しながら大蔵省と相談しまして適切に対処してまいりたいと思つております。大体、今のめどはそういうことかと私考えております。

○中野明君 終わります。

○神谷信之助君 きょうは二つの問題をお尋ねしたいと思つてます。

一つの問題は、既給一時金控除にかかわる問題で、この問題は五十三年度の八十四国会以来、たびたび当委員会に取り上げてきたわけですが、いよいよ解決のめどがつかさうだということなん、ひとつ具体的にどういふふうにお考えなのかということをお聞きをしたい、こういうふうに思つてます。

それで、話をわかりやすくするために、自治省の方に三つの事例をお示しをして試算をお願いいたしました。それについて、まず御報告をしていただきます。というふうに思つてます。

まず事例の一つは、これは京都府職員の事例ですが、三つピットアップしたのですが、事例の一つとしては明治三十九年生まれで現在七十九歳で、三十四年度の七月に地共済の組合員になつて、退職は三十八年度の七月です。この人が昭和二十六年の三月五日に、雇いから吏員になつたときに退職一時金として一万九千八百四十五円、当時もらいました。それから退職後、この一万九千八百四十五円もらつたために三年前の五十七年三月末現在で十八年七月月ですが、年金の総支給額が千八百二十二万三千六百八十九円に対して、総控除額、いわゆる控除された分は二百六十九万七千六百四十四円、こういう状況になっております。だから、一万九千八百四十五円、昭和二十六年のときに退職一時金としてもらつたがために、三年前の時点で二百六十九万九千九百九十九円控除されても、これがなおずっと続くという状態であつたわけなんです。それで、こういった問題が、これは単に生きていて間だけではないに、その本人が亡くなつても、遺

族年金でも控除される。年金権がなくなるまでこれがずっと続くという問題で、ずっとこの委員会でも追及してきたわけなんです。これが第一例です。

第二の例は、これは大正六年生まれで六十六歳です。地共済の組合員になつたのは三十九年十一月で、退職は五十二年三月三十一日です。三十五年退職一時金として十四万四千四百八十九円もらつた。退職してから五十九年、去年の三月まで年金の総額は千四百一十一万九千六百五十円でありましたが、控除されたのは既にもう百五十四万三千六百九十八円。これは十四万四千円もらつて百五十四万円、十倍以上も既に控除をされております。

第三の事例は、大正十四年生まれの人で五十九歳。三十六年の二月に地共済の組合員になつて、五十七年の三月末で退職をしております。したがつて、五十七年の四月から五十九年の三月末まででもらつた年金額は三百五十九万九千八百二十五円。控除された額は九十五万二千三百七十四円ということになっております。これも同じように、もう既に三倍近くの金を返済をしていくわけなんですけれども、これが続く。

こういった問題を今まで何回も取り上げて、また附帯決議にもなつてきたのですけれども、いよいよ解決の方向が出てきたというのですが、大体的に解決の方法はどういふ方法をとらうとおられるのか。それで、今申し上げた三つの事例では具体的にどういふことになるのか、この二点について、まずお答えいただきたいと思つてます。

○政府委員(中島忠能君) 私も公務員部長になりました。地方行政委員会の速記録を讀ませていただきました。そのたびに、神谷先生からこの問題を取り上げられておられますので、もう先生の顔を見たと既給一時金の文字が消えないような感じが実はしております。

私も今度、年金制度の大改革をやるといふので、こういう問題も解決できないかというので、うちの共済担当の課長を初め、みんないろいろ努力してくれまして一つの回答案というのが用意できた

わけですけれども、先生のお氣に入るかお氣に入らないかは別にいたしまして、御説明させていただきませんが、今までのように率で控除することとじゃなくして、もらった一時金に対して利子をつけて、それをとにかくこれから返還していただくじゃないかということを考えております。

具体的な内容につきましては、後ほどまた先生からも御質問あるでしょうから、その都度お答え申し上げます。今先生から提示がございました三つのケースについてどういふふうになるということにつきましては、若干技術的な問題もございまして、課長から説明させていただきます。

○説明員(松本英昭君) 先生御指摘のケースにつきまして具体的に御説明をさせていただきたいと思っておりますが、先生の御指摘のケースはいずれも既裁定の年金でございまして、既に一定期間の既給一時金控除を受けているものでございまして、今から年金権が発生いたします方につきましては、受けられたいわゆる退職一時金、その総額に受けられたいわゆる将来にわたって既給一時金控除というのを行わない、こういう制度でござい

ただ、ただいま御指摘になりましたケースはいずれも既裁定年金でございまして、今回の制度改正は施行日以降、将来にわたって改善をするということとでございます。ただ、それをそのままい

ただいまお示しになりました例で申し上げますていただきますと、ケース一の方は既に昭和三十

一日から施行いたしますとしますならば、既にもう二十年間既給一時金控除を受けておられます。したがって、ケース一の方は返還額なしでそれ以降控除なしの年金額が受けられる、こういうことになってまいります。

それから、ケース二の方でございまして、ケース二の方は恐らく府の雇用人が何かじゃなかったのかと思うのでございまして、私もこの資料で想像いたします限りのことしかお答えできません。三、四の方を前提に仮に計算をいたしますと、三十四万八千七百七十八円をお返しただければよろしい、こういうことになってき

ケース三の方は若干新法期間も入っておりますので、同じような前提で計算させていただきますと、九十三万九千五百三十九円をお返しただければよろしい、こういうこととでございます。

ただ、ただいま申し上げましたのは、いずれも先生からいただきました資料で、かなりの仮定を置いて計算をいたしておりますので、さきう御理解を賜ればありがたいと思っております。

○神谷信之助君 個々の例ではいろいろさらに複雑な条件がありますから、概算してもらったので御苦勞かけたと思っております。

幾つか聞いていきたいんですが、まずケース一の点で、そういう一時金控除の問題の解決の新しい方法を施行するまで二十年を超えてもずっと控除されるといふことになりませんか。二十年も超えていくわけですから、ケース一の場合は三十八年の七月にやめておられますから、五十八年の七月以降というのは、言うたら、今の解決方法でいうと二十年を超えるわけですから、それで超えた分というのは返してもらえないのかどうか、これはいかがですか。

○説明員(松本英昭君) ただいま申し上げましたように、今回のこの既給一時金控除の制度の改革は、全体の共済年金制度の改革がいわゆる給付水準の適正化等を行うということとございまして、そういうものとの関連において将来に向か

て改革をしていくということにいたしておりますので、過去についてさかのぼることはできないと私も考えておるわけでございます。

○神谷信之助君 それは一番初め五十二年当時の質問をしたときには、大体今のよう高齢化社会に退職してからは、運が悪いといふのがわかりませんが、十年以内ぐらいで亡くなっている。したがって、その辺をめぐりに置いたこの一時金控除の制度だった。それが寿命がだんだん延びてきたのでそういう矛盾が起こってきたというのが当時の説明ですよ。

本来から言うたら、例えばこの人の場合ですと一万九千円もらって、大体十年ぐらいで例えれば五分五厘なら五分五厘の利子つけて、これは公営体の場合五分五厘でしたから、だから同じようになさるのだからと思うので、五分五厘の利子つけて十年なら十年でこれだけ返したらよろしいという返すべき定額を決めて、そしてやる、こういう措置を早くやれば早くやっただけ年金財政の負担も少なくて済んで、そしてこういう矛盾をしたというか、不合理な状態といふのを解消できたと思

思のだけれども、それを現在の退職後の余命といふんですか、そこから辺から二十年といふのを考え出されたのだからと思うのだけれども、現在の瞬間で、二十年過ぎててもまだ返していかなければならぬ。そして、新しい制度に移行したら、これから先は改善をして二十年で定額で切りますよ、この分もらうまでの人は二十年過ぎようがちゃんと控除しますよと、これは余りにもちょっと筋が

通らぬ。自分の方が退職金渡して、それは返してもらうんだ、こう言うて、それの方は利子つけて計算をしておいて、今度自分の方が取り過ぎた分については利子どころの騒ぎじゃない、その取り過ぎた分も返さぬ。お上というのはいくらも勝手気ままなものやと、こういう感じがする。さっきの中野先生じゃないが、大蔵省に貸したら損になるかわからぬというふうなことになるので、ちょっと余りにもひどいじゃないかと思うんですが、こ

の辺はどういう考えなんですか。

○政府委員(中島忠能君) この既給一時金控除の問題というのは、実はいろいろな立場からのいろいろ意見がございまして、先生が今返還させるのは筋が通らぬじゃないかという話もございまして、この問題を考えてときには筋が一本だと考えず、二本も三本もあるのだというふうな考えなければ、実はこういう解決案は出てこなかったというふうには私は思います。

もともとこの既給一時金の控除というのは、先生に申し上げるのには釈迦に説法でございますけれども、一時金をおもらなくなったときにその当時の法令で現在の控除方法というのがもう決められておいて、それを御存じの上で一時金をおもらいになったわけでございますから、今のままでもいいじゃないかという人と言わせますと、もうとにかく改正する必要はないじゃないかという議論も実はあつたわけでございます。そういう議論もあつた中で、私たちのスタッフがいろいろ努力をいたしてこういう回答案というのを用意させていただきました。

だいたいわけてございまして、先生が今おっしゃいます議論というのは一つの議論として私もよくわかりますけれども、やはりこの問題を解決するときの一つの妥協的な考え方といふんですか、私たちがお示ししているのも一つの筋だといふふうなやっぱりお考えいただかなければならぬのじゃないかという感じがいたします。

○神谷信之助君 二つも三つも筋があつたら、それを前提での回答ですから、どうにもこうにもならぬですね。

解決方法というのは、もう当時から私は何遍も繰り返して、一定のところまで切つて利子なら利子をつけて計算定額にしてしまふ、以後の発生をしないようにする以外にないといふことで、以後の発生をしないといふのは、あれは五十六年でしたか五十七年でしたか、なくなりまして。だから、今日現在では新たなそういう発生はなくなつてい

る。その点はいよいよいよいよ発生はなくなつてい

新しい制度に変わるときに若干の矛盾が起るのをはわかるのだけれども、例えばケース一の場合でいくと、ざっと粗計算、今の方法で計算すると元金で約八十万円ぐらいいは返してもらおうという計算になりますね。それから、その次ですが、額が決まると、これから後払っていく場合ですが、ケース二の場合は約三十五万、それからケース三の場合は約九十四万ですか、これを一遍でそれなら返しましょうという場合と、それから分割方式がありますね。それで分割の場合は、公団の場合にはもらう年金額の二分の一を限度として返済をするというようになっていたと思うんですが、今度の場合はどういふことになりましょうか。

○説明員(松本英昭君) 私どもの今回の制度も同様でございます。二分の一を限度内としております。ただ、ただいまのように、既裁定の方につきましては、今回そういうふうな制度改革をいたしますと、従来差し引かれておられました分の既給一時金の額がふえてまいります。ふえてまいります。従前額が保障されているその従前額までの範囲内で順次引いていく、こういうことになってまいらうかと思ひます。

○神谷信之助君 従前額というのはもらった年金か。そのときの新しい制度に移したときの年金額の二分の一という意味ですか、どういふ意味ですか。

○説明員(松本英昭君) 若干違ひまして、新しい制度になってまいりますと、一般の既裁定の方についていわゆる通年ルール裁定がえというのをやります。もちろん、現在から通年ルールを適用されていらつしやいます方は何ら措置はございませんが、一般ルールの方は裁定がえをいたします。そして従前額を保障することになりますので、裁定がえをいたしました年金額に既給一時金控除をしない分が重なるわけでございます。そのプラスになりまして従前額より超えましてその従前額の限度で順次控除していくと、こういう格好になるうかと思ひます。

○神谷信之助君 例えは既裁定の人は一定部分を

控除されていますから、残っている額というのはその分だけ減つていっていますから割合に返しやうい状況ができると思うのだけれども、今度、未裁定の場合になると、大体昭和二十六年ぐらいかから三十六年ぐらひにかけてもらった人が多いのだけれども、この辺になると、五分五厘の利子をつけるのと相当の額になってきますね。これを大体今のもらう年金額の二分の一を上限として返すとすれば、大体の見込みとしては何年ぐらひで返せるであらうか。一時金を一遍に返すのは別にして、月割りで返すという人は、それはどういふ見通しになりますか。

○説明員(松本英昭君) ただいま具体的に、今回の制度改革後の年金額と絡んでまいりますので、先生がおっしゃいましたようにその二分の一の限度内で返しますと何年かかるかということには直ちに答えできませんが、例えば今度裁定がえの年金額が二百万というのでございませうれば、その金利をつけました額が百万返していただくということになれば半分ですから二年で済むと、こういうことになりま。

それから、ちょっと先ほどの御答弁申し上げました中で私がさういふふうになるうかと思ひますと申し上げましたのは、これらの事項につきましては政令にゆだねておることでございます。政令の改正につきましてはまだ関係省庁の間で協議が必要でございますので、それを前提にお受け取りいただきたいと思ひます。

○神谷信之助君 今の政令にゆだねておる分というのは、上限二分の一とか五分五厘とかさういふ部分ですか、その辺ちょっと。

○説明員(松本英昭君) 二分の一は法律に書いてございます。ただ、利率の五分五厘とか従前額保障との関係とか、その辺が政令にゆだねておりますので、さようお受け取りいただきたいと思ひます。

○神谷信之助君 これは大体、今の解決の方法をずっと聞いておりますと、本来、年金制度のさういう改悪、我々は改悪と呼んでいる、それを待た

ぬでも回答を見ていると、結果を見てみると、やろうと思つたら今までもやれたのじゃないかという感を強くするんです。だから、問題になったとき、さっき冒頭に申し上げましたように、早くやっておればそれだけ年金財政への影響も少なく済んだし、それから年金受給者にも負担をかけずに済んだ。この辺は私は、自治省だけで単独で決められない、難関の大蔵省も抱えての話だから困難であつたらうと思ひけれども、その点では強い不満を持つてゐるわけですが、したがって、従前額との関係とか利率の関係とか、まだ協議の内容となつておるようだけれども、やはりこれだけ迷惑といひますか、不満を与えてきたわけですか、年金受給者にとつて少しでもやはり有利になるように最大限の努力をしてみたいと思ひます。

もしこれをもらつたらこれだけは引かれますよと、さうやう言つて言つて公務員部長は言うけれども、そんなことを説明した人は一人もありませんよ。ぼつともらうのだから、もらひ放しで引かれるとさういふようなこと夢にも思ひない、やめてみて初めてわかるんだから。

それから、市町村の場合はまた選択ができたわけでしょう。特にそれについてもさういふ説明をしていないのが多いです。ほとんどもです。だから、前にも一遍やりましたけれども、その点では、さういふのは法律では手続上はさうなつておつても、実際には現場には徹底してはなかつた。我々の方ももらえるものももらつた方がい、いつ死ぬのやらわからぬのだしと、さうなつたから、それもさう。だから、それは冷たい苛酷な役人的答弁でぐあいが悪いと思ひます。だから、これから後のまだ折衝が残つてゐる部分については、先ほど申し上げましたように、年金受給者にとつてできるだけ有利なように努力してもらいたい。これは公務員部長特にお願ひしておきたいと思ひます。

○政府委員(中島忠能君) いろいろ福利課長から御説明申し上げました。政令に残つてゐる部分

もございまして、政令を制定するときには先生の御議論も踏まえまして、政令の制定というものに当たつてまいりたいと思ひます。

○神谷信之助君 次の問題にいきますが、次の問題は最低保障額の問題なんです。これは年金の受給者の中で最低保障の適用数というのはどのくらいのパセントかということをお知らせいただきたいと思ひますが、これは市町村職員ですね、京都府の府下の市町村共済の方の調査をしてみたら、五十四年度末が年金受給者数が二千四百十三人でしたが、五年後の五十九年度末、去年の年度末で三千七十四人になつてふえています。最低保障の適用数は五十四年度は二百人、それが五十九年度末が三百八十八人と九・八%から一二・四%にふえてゐるんです。なぜふえてゐるのさういふことと見てもみますと、いわゆる退職年金はパセントとしては横ばいになるんです。五十四年度末が二・三%ですが、五十九年度末は二・二八%だから、横ばいといふか、若干減つてはきています。

問題は遺族年金で、大体妻が中心になつてゐるんですが、五十四年度末で二百十八人が全適用者ですが、そのうち最低保障をもらつてゐるのが六十四人で二九・四%です。それが五十九年度末になりますと五百九人になりまして、最低保障の方が二百二十二、四三・六%です。したがって、五十九年度末の最低保障適用数が三百八十八人ですから、その大部分が遺族年金になつてきてゐるという状況があります。全国的な平均の状況と比べて、何か京都の方は最低保障の適用者が多いように伺つていますが、さういふ点、さういふ状況でしようか。

○説明員(松本英昭君) まず全体的なお話の方から先にさせていただきますと、あと市町村の部分を中心として申し上げさせていただきますと思ひます。全体的には、先生今御指摘のように、退職年金は年金受給者六十九万九千三百四十六人に対して約一%、七千六百六十七人でございます。遺族年金はそれに対して十五万七千二百七十三

人の二八・一%、四万四千二百四十五人でございます。ただ、市町村共済、今先生市町村の方をおつしやいましたので市町村の方について申し上げますと、確かに遺族年金の最低保障を受けておられます方が、これはパーセンテージでだけ申し上げると資料を出しておらないのでございませうが、四六・七%になっております。

○神谷信之助君 これは、府県の職員の賃金水準と市町村職員の賃金水準の差がここに出てきているわけですね。したがって、賃金格差、府県庁と市町村でこれだけ大きく違っているという状況がわかるのです。

そこで、そういうように最低保障給しかもらっていないという人がこれだけふえているのに、今回人事院勧告よりもはるかに値切って三・四%しか上がらぬ、昨年は人勧が六・四七%に対して二%アップにすぎなかったし、一昨年は見送りによって凍結、こうなっていますから、単純に合わせますと、三年間の年金の引き上げは五・四%ということですから、物価の上昇率にも大きく差がついている状況です。

だから、勤めているときにも大変な低賃金だったし、退職をしてからも、あるいは亡くなった遺族に対する年金の保障額も同じように、とりわけこういう最低のところは非常に苦しい状況になって深刻になってきているというのが実は実態で、毎年のようにその陳情といいますが、要望を受けているわけですね。平均の方はそうやってアップして、最低保障給も今度三・四%と大体アップになっていますけれども、上薄下厚といいますが、下の底辺をいかに上げていくかということ、これからやる場合に十分念頭に置いてやってもらいたいということをお願いしたいと思っておりますが、いかがですか。

○政府委員(中島忠能君) 最低保障の話というのはよく話が出てまいります。私たちもそのたびに非常に苦しい答弁といいますが、苦しい胸のうちを御説明申し上げているわけでございますけれども、現在の年金の計算システムというものから

いいまして、まことにやむを得ない状況だというふうに説明させていただいておるわけでございますけれども、ただ、これにつきましては厚生年金、恩給との関連において毎年アップというのが決まっておりますので、先生のお話というのはお話として私たちがよく理解し、そういう心を持って年金の仕事に当たっていかねばならないと思っておりますけれども、現在の制度というものの中には、いままことにやむを得ない、私たちが非常に困らぬ御説明をさせていただいておるわけでございます。ただ、先生のせっかくのお話でございますので、そういうことを胸に置きながらこれからは私たちが仕事をさせていただきますと思っております。

○神谷信之助君 では終わります。

○委員長(金丸三郎君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませぬか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(金丸三郎君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○神谷信之助君 私は、日本共産党を代表して、昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する反対討論を行います。

この改正案は、恩給法の改正に連動して地方公務員共済の退職年金等の額の改定を行うものであります。その引き上げ率は三・四%と極めて低くとどめられています。

この改定率は昭和五十九年度の国家公務員の給与改定率に準拠したものであります。その給与改定率は人事院勧告の六・四%を値切って、三・四%と低く抑えたものにはなりません。

こうした改定率の抑制は今年度だけではありません。昨年度は人事院勧告六・四七%に対して改定は二%、一昨年度は人勧見送りによる凍結、この三年間の年金引き上げはわずか五・四%にとどまっておりますが、この間の物価上昇率は六・九%

なっております。

これでは年金生活者の生活はますます苦しくならざるを得ません。まして最低保障額の年金受給者にとつては、事態は一層深刻であります。

この際、年金生活者の生活を保障するために、せめて人事院勧告並みに六・四%程度の引き上げを行うべきであることを主張して、私の反対討論を終ります。

○委員長(金丸三郎君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませぬか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(金丸三郎君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(金丸三郎君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませぬか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(金丸三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十八分散会

第十七号中正誤

ペシ 段行 誤

七二四 御指摘 誤

二一 致達 誤

三二六 法案を 誤

第十五号中正誤

ペシ 段行 誤

六四二 交付税 誤

六一四 などは 誤

第十六号中正誤

ペシ 段行 誤

三三三 内観 誤

三二二 評価変え 誤

三二四 仕末 誤

第十七号中正誤

ペシ 段行 誤

七二四 御指摘の 誤

二一 致達 誤

三二六 法案を 誤

第十五号中正誤

ペシ 段行 誤

六四二 交付税法 正

六一四 などは 正

第十六号中正誤

ペシ 段行 誤

三三三 内簡 正

三二二 評価がえ 正

三二四 始末 正

第十七号中正誤

ペシ 段行 誤

七二四 御指摘の 正

二一 致達 正

三二六 法案は 正

昭和六十年六月二十六日印刷

昭和六十年六月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局